



令和3年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針について

令和2年5月15日

大竹市教育委員会

1 採択の基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むこと及び主体的に学習に取り組む態度を養うことを目的に、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法（平成18年法律第120号）や学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを探択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、大竹市教育委員会の責任において適正かつ公正な採択の確保を期す。また、特定の教科書発行者と関係を有する者は教科書採択に関与させない。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について採択後、遅滞なく公表するよう努める。

（ア）教科用図書の研究のために作成した資料

（イ）教育委員会の会議の議事録

ウ その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する。

2 採択基準

大竹市教育委員会は、広島県教育委員会の指導・助言又は援助を

受け、次により採択を行う。

(1) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録(令和3年度使用)」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 大竹市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会を設けるとともに調査員を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図る。

(イ) 大竹市教育委員会においては、

a 採択に係る方針を明確に定める。

b 教科用図書採択のための調査研究について、選定委員会に諮問する。

c 今年度採択する教科用図書について審議し、採択した教科用図書については採択理由を明確にする。

(ウ) 選定委員会においては、

a 大竹市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。

b 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

c 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、大竹市教育委員会に答申する。

(エ) 調査員においては、

a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。

b 専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

c 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。ただし、校種が異なる場合はこの限りではない。

(2) 小学校用教科用図書について

令和3年度使用教科書は、原則、令和元年度と同一の教科用図書

を採択しなければならない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮したうえで、原則、文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合に限られる。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位)ごとに選定するとともに、選定理由書を大竹市教育委員会に提出する。